

審査請求書

年 月 日

国土交通大臣殿

請求人

印

1. 請求人の氏名・年齢・住所

氏名：

年齢：

住所：

2. 請求に係る処分

国土交通省が行った、2018年（平成30年）3月2日付の、平成29年9月25日付で申請のあった中央新幹線品川・名古屋間工事実施計画(その2)を認可した処分。

3. 請求に係る処分を知った日

年（平成 年） 月 日

4. 請求の趣旨

「2項の処分を取り消す」との決定を求める。

5. 請求の理由

- (1)リニア中央新幹線は全国新幹線鉄道整備法の目的である、全国的な幹線鉄道網を形成するに足るもの、全国の中核都市を有機的かつ効率的に連結するものではない。
- (2)JR 東海はリニア中央新幹線単体では採算が取れないことを認めており、建設によって公共交通を担う JR 東海の経営に困難をもたらす。
- (3)リニア中央新幹線のルートは伊那谷南部の中心地域の歴史ある集落を破壊するが、移転対象者への JR 東海並びに用地交渉にあたる行政の対応は不誠実、不十分であり、

移転対象者は将来への不安が拭えない。これまでここに住み続けてきた住民になぜ移転しなければならないのかの説明が一切なされていない。

(4)中間駅の建設は地元負担が当初の JR 東海の方針であり、説明会でも、リニア新幹線は地域経済に資するところはないと言っている。一方、工事による被害、集落破壊など地域社会への負担は過大であり、リニア新幹線は地域を破壊する。

(5)変動の激しい南アルプスのトンネルにおいて、安全運行のためにトンネルを長期にわたり維持することは極めて困難。

(6)橋梁で渡河する小渋川の急峻な谷の崩落は乗客を大きな危険にさらす。

(7)大鹿村大河原の変電所予定地は水害あるいは土砂災害の可能性が高い。

(8)伊那谷において谷にトンネル掘削残土を処分することは土砂災害の危険がある。住民の懸念からいまだに残土の処分地は確定できず、トンネル工事の行き詰まりは明らかである。これ以上の工事計画は中止すべきである。

(9)地球温暖化対策や省エネルギーが世界的に叫ばれる今日において、新幹線の3倍もの電力を消費する鉄道は必要とされない。

(10)審議過程で、先行例であるトランスラピッドの技術評価が慎重になされず、超電導リニア方式の技術評価は独善に陥った可能性が高い。

口頭での意見陳述を 申し出る 申し出ない

以 上